

株式会社NexTone
著作物利用許諾契約約款 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>表紙</p> <p>著作物利用許諾契約約款</p> <p><u>2024年 2月 1日</u>施行</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p>著作物利用許諾契約約款</p> <p><u>2022年 4月 1日</u>施行</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>変更</p>
<p>第 16 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 利用者は、自らまたは自らの役員もしくは従業員が、現在以下の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) その他前各号に準ずる者</p> <p><u>2. 利用者は、自らが現在以下の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</u></p> <p><u>(1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること</u> <u>(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること</u> <u>(3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること</u> <u>(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること</u> <u>(5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>3. 利用者は、自らまたは第三者をして、以下の各号に掲げる行為を行わないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>4. 利用者が本条1項から3項のいずれかに違反した場合、NexToneは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに本利用許諾契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第 16 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 利用者は、自らまたは自らの役員もしくは従業員が、現在以下の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) その他前各号に準ずる者</p> <p>2. 利用者は、自らまたは第三者をして、以下の各号に掲げる行為を行わないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 利用者が本条1項または2項のいずれかに違反した場合、NexToneは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに本利用許諾契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>追加・変更</p> <p>(追加理由) 利用者が反社会的勢力と密接な関係性を有しないことを誓約いただく為</p>
<p>附則 本約款は、<u>2024年2月1日</u>より施行するものとします。</p> <p>以上</p>	<p>附則 本約款は、<u>2022年4月1日</u>より施行するものとします。</p> <p>以上</p>	<p>変更</p>